

令和 2 年度 事業方針大綱

令和 2 年 4 月 1 日

令和元年度、土地家屋調査士法が改正され、第 1 条の目的規定が使命規定となり「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」となると同時に、第 42 条では「調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。」とされ、懲戒権者が法務大臣に変更された。

これらのことは、土地家屋調査士の資格者としての位置づけとその責任がより明確にされたものである。

また、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」の制定、「国土調査法」及び「国土調査促進特別措置法」の改正等、土地家屋調査士が関わるべき事案が増大している。そして、「民法」、「不動産登記法」、「土地基本法」等の改正の議論を注視し対応していかなければならない。

日本土地家屋調査士会連合会では、将来の土地家屋調査士の在るべき姿、制度を見据え、各年度の事業計画を策定すべきである。

令和 2 年は土地家屋調査士制度制定 70 周年を迎え、今日までの土地家屋調査士の歩みを振り返るとともに、土地家屋調査士として依頼者・国民に対して何ができるのかを改めて考える機会としたい。そして、土地家屋調査士と行政機関、関連士業、関連団体そして国民の皆様との「つながり」を確認したい。

そして、「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」（平成 30 年 2 月 9 日付け日調連発第 281 号）が目指すもの、

「土地家屋調査士の使命と自覚」

「国民が安心して暮らせる社会の実現」

「土地家屋調査士の社会的地位の向上」

を見据え、令和元年度策定した基本計画

- 1 地籍情報の効率的な提供及び活用の担い手
- 2 公共サービスの担い手
- 3 管理業務への積極的参画による社会的地位の向上
- 4 基本計画を実現するための組織の強化

に基づき、令和 2 年度は、

- ・ 土地家屋調査士業務関連諸規程の整備

- ・ 研修体系の確立と義務研修の実施に向けた取組
- ・ 不動産登記法第14条第1項地図作成作業、地籍調査事業への参画及び提言
- ・ 不動産の管理人、土地境界の管理業務への参画
- ・ 各種関係団体との連携強化
- ・ 日本土地家屋調査士会連合会と各土地家屋調査士会の組織強化と連携
- ・ 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の執行

を推進することとしたい。

以上、令和2年度の事業方針大綱とし、各部等の事業計画を策定する。